

- この内部通報書は、次に該当するものがあつたときに使用してください
 - (1) 法令（条例・規則等を含む）に違反する行為
 - (2) 人の生命、身体、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為
 - (3) 公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為
- 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で通報してはなりません。また、客観的事実に基づき、誠実に通報し、通報に基づき行われる調査に協力しなければなりません。証拠等の客観的に事実が説明できる資料がある場合は必ず添付してください。
- 通報者の氏名等は公にされず、不利益な取扱いは禁止されますので、実名により通報してください。ただし、客観的に事実が説明できる資料がある場合にはこの限りではありません。
- 「内容」欄の余白がなくなった場合は、任意に用紙を足してください。